

## 基金募集事項

1. 基金を募集する一般社団法人の名称  
一般社団法人アクティクラブ（以下「当法人」という。）
  2. 基金の目的  
当法人の財産的基礎を成し、経営基盤を強化することを目的とします。
  3. 募集に係る基金の総額  
総額 金100万円（募集基金総数 20口、1口 金5万円）
  4. 申込期間  
令和6年3月1日 から 令和7年2月28日 までとします。
  5. 申込方法  
別紙「基金引受申込書」に必要事項を記入の上、お申し込み下さい。
  6. 払込期日  
お申し込み後、「基金拠出契約書」を交わしてから1か月以内。
  7. 払込の取扱場所  
滋賀銀行 武佐支店  
口座番号 384057  
口座名 一般社団法人アクティクラブ
  8. 基金の拠出者の権利等に関する規定  
当法人の基金に関する定款規定は次のとおりです。  
(基金の拠出等)  
第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。  
2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。  
3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
- ※「2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。」とは、経営的に余裕が生まれ、余剰金から基金を返還できるようになれば、返金するという意味です。

以 上